

電気小売経過措置料金に係る 原価算定期間終了後の事後評価について

2024年2月19日（月）

第54回 料金制度専門会合

事務局提出資料



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

1. 電気小売経過措置料金の事後評価

2. 総評

電気小売経過措置料金の事後評価①

- 2016年4月の電気小売全面自由化後において、電気小売事業者が設定する料金は自由であることが原則であるものの、事業者間の適正な競争関係が認められないこと等により、電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合に、**経済産業大臣が指定した供給区域**においては、経過措置として**小売料金規制を存置**（※）することとされている。
- みなし小売電気事業者10社の電気小売経過措置料金については、電気事業法に基づき、経済産業大臣が、**原価算定期間終了後に毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する事後評価**を行うこととなっている。
- 今般、2024年2月5日付けで**経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に対して、みなし小売電気事業者10社のうち、2023年6月に料金改定を行ったため原価算定期間中の北海道電力・東北電力・東京電力EP・北陸電力・中国電力・四国電力・沖縄電力を除いた3社（中部電力MZ・関西電力・九州電力）における2022年度の電気小売経過措置料金の事後評価について意見の求めがあった**ことから、料金制度専門会合において、事務局で行った評価をご確認いただきたい。

（※）現時点で、経過措置料金規制の対象となるみなし小売電気事業者は10社。

【参考①】特定小売供給約款料金の算定・審査フロー

＜前提条件＞

- 経営効率化努力
【取組の例】
 - ・新技術導入
 - ・資材調達の効率化等
- 電力需要の想定
- 電源確保の計画

＜費用の精査＞

支出 (営業費)

- 人件費
- 燃料費
- 購入電力料
- 減価償却費
- 修繕費
- 原子力バックエンド費用等

収入 (控除収益)

- 販売電力料 等

資金調達コスト (事業報酬)

託送料金制度 (レベニューキャップ)

＜費用の配賦・レートメイク＞

非ネットワーク費用 (自由化部門)

非ネットワーク費用 (規制部門)

+

ネットワーク費用 (託送料金)

小売料金 (規制部門)

＜認可後＞

- 部門別収支
自由化部門の赤字を
規制部門で補填して
いないか等を確認
- 電気事業監査
各大手電力の業務・
経理の状況を監査
- 事後評価
規制部門の利益率が
必要以上に高くなって
いないか等を確認

電気小売経過措置料金の事後評価②

- 電気小売経過措置料金の事後評価に際しては、「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）」第2（6）⑤に基づいて、以下の基準に沿って確認を行うこととされているところ、事務局で評価を行った結果は、次ページ以降のとおり。

<ステップ1> 規制部門の電気事業利益率による基準

- ・ 個社の規制部門の電気事業利益率（電気事業損益／電気事業収益）の直近3カ年度平均値が、みなし小売電気事業者10社の規制部門の電気事業利益率の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

<ステップ2> 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準

- ・ 前回料金改定以降の超過利潤の累積額が事業報酬額（一定水準額）を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認。

⇒上記のステップ1に該当し、かつ、ステップ2のいずれかに該当する場合には、ステップ3以降の評価を実施（※評価フローはP20～P21を参照。）。

電気小売経過措置料金の事後評価③

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者3社※¹について、審査基準に基づく評価（ステップ1・2）を実施した結果、九州電力がステップ3以降の評価対象となった。

※1：北海道電力、東北電力、東京電力EP、北陸電力、中国電力、四国電力及び沖縄電力は、原価算定期間中のため事後評価の対象外。

（単位：億円）

審査基準（ステップ1・2）の評価結果		中部MZ（※2）	関西	九州	【参考】 10社
ステップ1	A 規制部門の電気事業利益率による基準				
	3カ年度平均 ① ※3	2.3%	1.4%	3.1%	
	10社10カ年度平均 ②				1.8%
	10社10カ年度の平均を上回っているか（①>②か）	Yes	No	Yes	
ステップ2	B 規制部門の超過利潤累積額による基準				
	2021年度末超過利潤累積額 ③ ※4	△1,996	-	△138	
	2022年度超過利潤 ④	△484	-	△502	
	2022年度末超過利潤累積額 ⑤ = ③ + ④	△2,481	-	△641	
	事業報酬額（一定水準額） ⑥ ※5	423	-	231	
	一定水準額を上回っているか（⑤>⑥か）	No		No	
	C 自由化部門の収支（※6）による基準				
	2021年度 ⑦	△876	-	△140	
	2022年度 ⑧	702	-	△1,122	
	2年連続で赤字となっているか（⑦<0かつ⑧<0か）	No	-	YES	
評価結果	上記のステップ1に該当し、かつ、ステップ2のいずれかに該当するか。 （A及びBがYes、又はA及びCがYesか。）	No	No	Yes	

※2：2019年度以前は旧中部電力の数値。2020年度以降は中部電力ミライズの数値を元に算出。

※3：各年度の規制部門の電気事業利益率（%）の単純平均。2019年4月から2022年3月までの3年間。

※4：2015年度までの超過利潤累積額のうち旧選択約款部分を除いた金額。

※5：規制部門（特定小売供給約款に係る分に限る）に相当する事業報酬額。

※6：自由化部門の収支：自由化部門の電気事業損益。

（出典：各事業者の部門別収支計算書、各事業者へのヒアリングにより当委員会事務局作成）

↓
ステップ3へ

電気小売経過措置料金の事後評価④

- 審査基準の**ステップ1**（電気事業利益率による基準）に該当し、かつ、**ステップ2**（自由化部門の収支による基準）にも該当した**九州電力**について、以下に示す**ステップ3**（行政による評価）の**評価を実施**した。
- 具体的には、九州電力の内部留保及び株主配当の推移などを確認し、**同社において必要以上の内部留保や株主配当がなされていないかを確認**した（詳細は次ページ以降を参照。）。
 - 【確認①】九州電力の自己資本比率と純資産額の推移
 - 【確認②】みなし小売電気事業者10社の2022年度末の自己資本比率
 - 【確認③】みなし小売電気事業者10社の株主配当の推移
- 上記の結果、**九州電力において、必要以上の内部留保や株主配当は確認されなかった。**

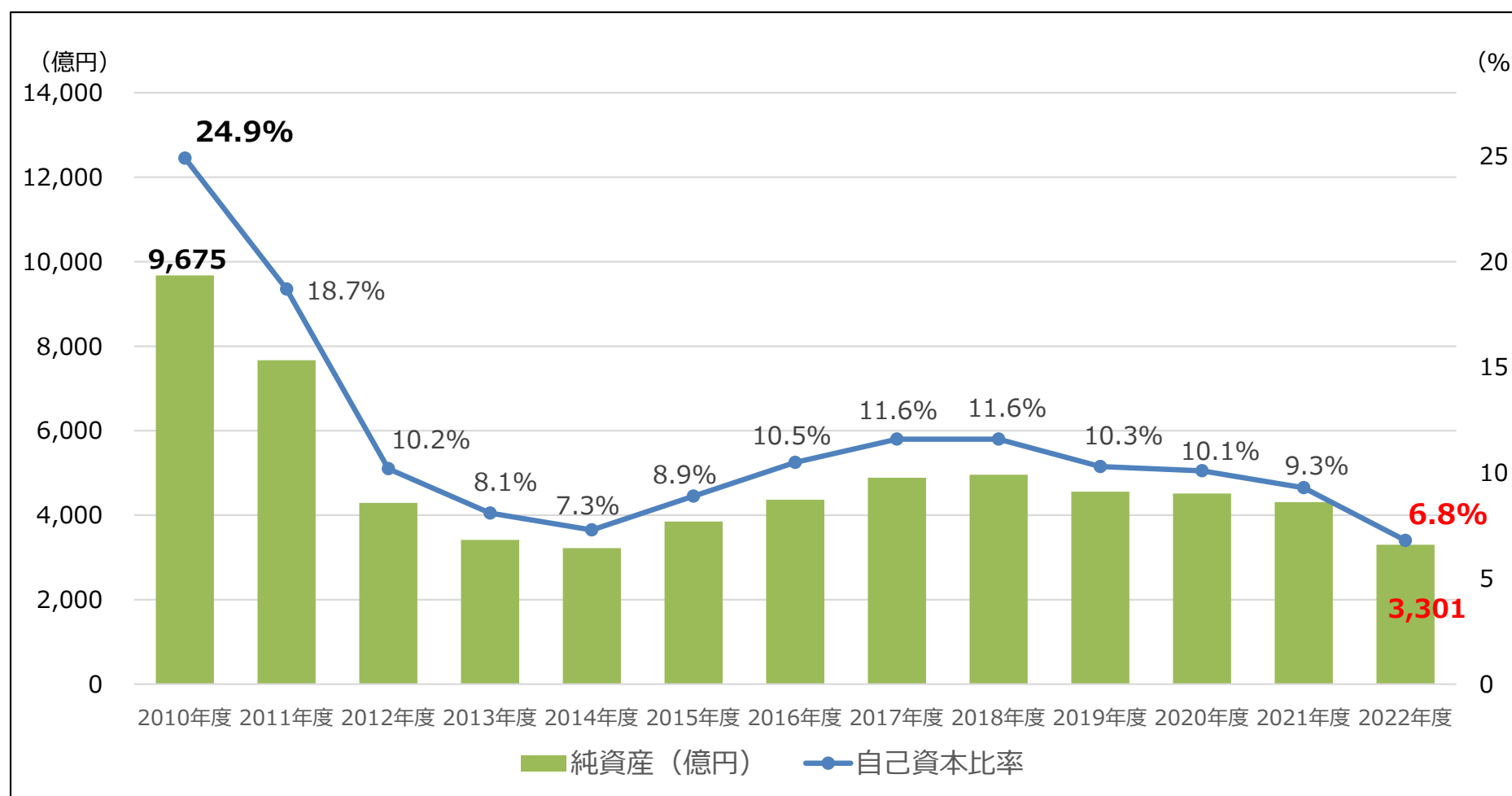
【参考】ステップ3（行政による評価）（抜粋）

STEP	実施内容	補足
STEP 3 行政による評価	➤ 内部留保（利益剰余金など）及び株主配当の推移を確認 ⇒ <u>必要以上の内部留保や株主配当が確認され、需要家利益を阻害するおそれがあると認められたらSTEP4へ</u>	【STEP3関連】 ・ 事業者による評価（原価と実績値の比較、これまでの利益の使途、収支見通し（翌1年分）等を評価）を併せて行政が評価

【確認①】九州電力の自己資本比率と純資産額の推移

- 2022年度の自己資本比率6.8%は、震災前（2010年度）の24.9%と比較して、7割以上低下している。また、2022年度末の純資産額も、震災前と比較して、6割以上低下している。
- 以上の結果、必要以上の内部留保があることは確認されなかった。

＜九州電力（単体）の自己資本比率・純資産額の推移＞



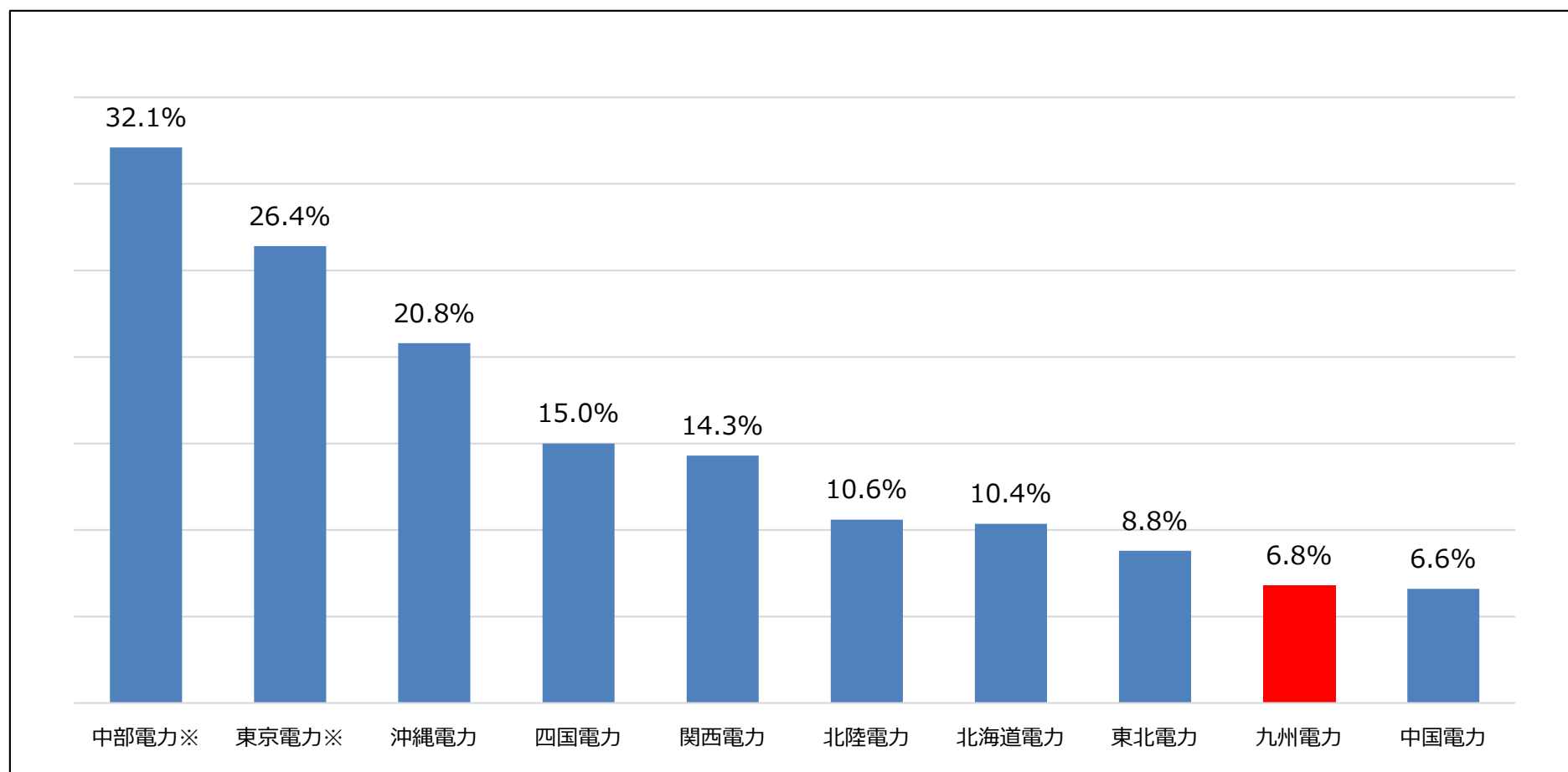
（注）自己資本比率＝純資産／総資産×100

（出典：九州電力の有価証券報告書より当委員会事務局で作成）

【確認②】みなし小売電気事業者10社の2022年度末の自己資本比率

- 2022年度末の九州電力の自己資本比率は、他のみなし小売電気事業者9社と比較して低い水準にある。
- 以上の結果、必要以上の内部留保があることは確認されなかった。

＜みなし小売電気事業者10社（単体）の自己資本比率（2022年度末）＞



※東京電力EPについては東京電力HDの単体の実績値、中部電力ミライズについては中部電力の単体の実績を使用している。

(注) 自己資本比率 = 純資産 / 総資産 × 100

(出典：各事業者の有価証券報告書より当委員会事務局にて作成)

【確認③】みなし小売電気事業者10社の株主配当の推移

- 2022年度において九州電力は無配当となっており、震災（2011年度末）以降、配当の水準は低下している。また、みなし小売電気事業者9社と比較しても、高い水準とはなっていない。
- 以上の結果、必要以上の株主配当があることは確認されなかった。

＜みなし小売電気事業者10社の一株当たりの配当の推移＞

（単位：円）

年度末 時点	北海道電力	東北電力	東京電力 HD	中部電力	北陸電力	関西電力	中国電力	四国電力	九州電力	沖縄電力
2010	50	50	30	60	50	60	50	60	60	60
2011	50	0	0	60	50	60	50	60	50	60
2012	0	0	0	50	50	0	50	0	0	60
2013	0	5	0	0	50	0	50	0	0	60
2014	0	15	0	10	50	0	50	20	0	60
2015	5	25	0	25	50	0	50	20	5	60
2016	5	35	0	30	35	25	50	20	15	60
2017	5	40	0	35	0	35	50	30	20	60
2018	10	40	0	45	0	50	50	30	30	60
2019	10	40	0	50	10	50	50	30	35	60
2020	20	40	0	50	15	50	50	30	35	60
2021	20	35	0	50	10	50	40	30	40	60
2022	0	0	0	50	0	50	0	0	0	0
2023 (予想)	10	15	0	55	7.5	50	30	30	25	10

※東京電力EPIについては2016年度末までは旧東京電力の数値、2017年度末以降は東京電力HDの数値。
中部電力MZについては中部電力の数値を使用。

（出典：各事業者の有価証券報告書等により当委員会事務局にて作成）

【補足】九州電力による評価①

- ステップ3の補足として、事業者による評価（※原価と実績値の比較、これまでの利益の使途、収支見通し（翌1年分）等の評価）を、併せて行政が評価することとされている。
- また、事業者及び行政による評価については、電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議（以下「有識者会議」という。）の報告書で、評価の方法に関する考え方が記載されている。
- 今回、九州電力が、上記の有識者会議の報告書における考え方に基づいて実施した評価結果は次ページのとおりであり、九州電力のHPにおいても公表されている。
- その上で、九州電力に確認したところ、「経営効率化に取り組むことなどにより、現行料金の維持に努める」方針とのことであったが、これを踏まえ、九州電力による評価結果を確認した結果、必要な評価が実施され、不合理な点は確認されなかった。

【再掲】ステップ3（行政による評価）（抜粋）

STEP	実施内容	補足
STEP 3 行政による評価	➤ 内部留保（利益剰余金など）及び株主配当の推移を確認 ⇒ <u>必要以上の内部留保や株主配当が確認され、需要家利益を阻害するおそれがあると認められたらSTEP4へ</u>	【STEP3関連】 ・ 事業者による評価（原価と実績値の比較、これまでの利益の使途、収支見通し（翌1年分）等を評価）を併せて行政が評価

【補足】九州電力による評価②

	有識者会議報告書における記載	九州電力による評価結果（九州電力のHPより抜粋）
①	部門別収支ベースで原価と実績値を比較し、その差異の要因を説明すること	（詳細は次ページに記載。） 規制部門の料金原価と実績値との主な差異は、 ・燃料費（+494億円）：燃料価格上昇等による増 ・修繕費（▲470億円）：九州電力送配電株式会社分社化による減 等
②	これまでの利益の使途についても併せて具体的に説明すること	（2022年度は、部門別収支の電気事業損益ベースで、規制・自由化部門ともに、赤字のため説明無し。）
③	現行料金単価を維持した場合に想定される収支見通し（翌1年分）、収支における経営効率化の寄与分、利益の使途等について事業者が具体的に説明すること	【収支見通し・利益の使途】 2023年度の特定需要部門（規制部門）の税引き後当期純利益は、10億円程度の見込みとなります。 利益については、電力の安全・安定供給上必要な設備投資、財務基盤の改善、配当などに充当することとしております。 【経営効率化】 2022年度の効率化額は、2019年4月の料金値下げに織り込んだ効率化計画151億円に対し、恒常的な効率化の取組みにより、391億円（240億円の効率化深掘り）となりました。 2023年度も、引き続き徹底した経営効率化に取り組んでまいります。
④	（上記①～③により、）原価算定期間終了後も引き続き当該料金を採用する妥当性を評価すること	今後の電気料金については、燃料価格の動向や収支・財務の状況、経営効率化の取組み状況等を総合的に勘案し判断してまいります。

（出典：九州電力HP（URL：https://www.kyuden.co.jp/user_shushi_index.html））

【参考】九州電力の料金原価と実績値に関する公表内容

2022年度実績と料金原価の比較について

(単位：億円)

	特定需要部門（規制部門）			全社計			
	実績 ①	原価 ②	差異 ①－②	実績 ③	原価 ④	差異 ③－④	主な増減要因
人件費	137	364	▲227	585	1,095	▲509	九州電力送配電株式会社分社化による減
燃料費 (※1)	994	499	494	6,363	2,605	3,757	燃料価格上昇等による増
修繕費	172	642	▲470	859	1,792	▲933	九州電力送配電株式会社分社化による減
減価償却費	182	561	▲379	900	2,155	▲1,255	九州電力送配電株式会社分社化による減、減価償却方法の変更による減
購入電力料	760	422	337	4,764	2,004	2,759	燃料価格上昇等による他社購入電力料の増
公租公課	69	218	▲148	350	917	▲566	九州電力送配電株式会社分社化による減
その他経費	1,500	837	662	6,233	2,906	3,326	九州電力送配電株式会社分社化による接続供給託送料の増
電気事業 営業費用	3,817	3,547	270	20,057	13,478	6,578	

[注1] 億円未満を切り捨てているため、内訳と合計は一致しない場合がある

[注2] 実績は九州電力株式会社のみ金額を記載（九州電力送配電株式会社の金額は含まない）

[注3] 公租公課：事業税、固定資産税、雑税、水利使用料

※1 燃料費の諸元

	実績 (a)	原価 (b)	差異 (a-b)
為替レート (円/\$)	135	113	22
原油CIF価格 (\$/b)	103	77	26
原子力利用率 (%)	58	82	▲24

出典：九州電力HPより当委員会事務局で作成
(URLhttps://www.kyuden.co.jp/user_shushi_index.html)

【参考】有識者会議報告書（抜粋）

(3)対応の方向

③原価算定期間終了後の事後評価

原価算定期間終了後、事業者が料金改定を行わない場合には、行政が原価算定期間終了後も引き続き当該料金を採用する妥当性について評価を実施することが適当である。

その際、事業者が自ら部門別収支ベースで原価と実績値を比較し、その差異の要因を説明することに加え、これまでの利益の使途についても併せて具体的に説明するとともに、現行料金単価を維持した場合に想定される収支見通し（翌1年分）、収支における経営効率化の寄与分、利益の使途等について事業者が具体的に説明することにより、原価算定期間終了後も引き続き当該料金を採用する妥当性を評価することが適当である。その際、収支見通しについては、部門別収支の算定方法を参考に、規制部門の収支についても算定を行うべきである。

行政は、これら事業者による評価を評価し、事業者の経営効率化インセンティブも考慮しつつ、経営状況に照らして必要以上の内部留保の積み増しや株主配当が確認され、需要家利益を阻害するおそれがあると認められる場合、又は、今後の収支見通しが悪化し、現行の料金水準を維持することで、電気の安定供給に支障が生ずるおそれがあるような場合には、必要に応じて電気事業法第106条第3項に基づき報告徴収を行うとともに、電気事業法第23条に基づく料金認可申請命令の発動の要否について検討することが適当である。

【参考】各社の経営状況（中部電力MZ）

＜個別決算の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

	2021年度	2022年度	差異
売上高	19,424	29,710	※1 10,285 (+53.0%)
営業費用	20,280	29,052	※2 8,772 (+43.3%)
うち燃料費	-	-	-
営業損益	△ 855	658	1,513
経常損益	△ 805	546	1,352
当期純損益	△ 456	333	789

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 電灯電力量収入の増加などにより、売上高は前年度に比べ10,285億円（53.0%）増の29,710億円となった。

※2: 他社購入電力料の増加などにより、営業費用は前年度に比べ8,772億円（43.3%）増の29,052億円となった。

＜部門別収支の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

		2021年度	2022年度	差異
特定需要部門 （規制部門）	電気事業収益	2,892	3,325	432 (+14.9%)
	電気事業損益	46	※1 △64	△110
	当期純損益	35	※1 △61	△96
一般需要部門 （自由化部門）	電気事業収益	14,026	21,288	7,262 (+51.8%)
	電気事業損益	△876	※1 702	1,579
	当期純損益	△652	※1 560	1,212
その他部門	電気事業収益	2	1	△1 (△45.2%)
	電気事業損益	0	-	△0
	当期純損益	160	△166	△326

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門）△64億円（損失）、一般需要部門（自由化部門）が702億円（利益）となり、電気事業利益率は規制部門が△1.9%、自由化部門が3.3%となった。また、当期純損益は規制部門が△61億円（損失）、自由化部門が560億円（利益）となった。

（出典：各事業者HPの部門別収支の説明資料、有価証券報告書及び各事業者へのヒアリングに基づき当委員会事務局で作成）

＜規制部門の料金原価と実績との比較＞

（単位：億円）

	2014～2016 年度 料金原価 (3か年平均)	2022年度 決算	差異
電気事業営業収益（a）		3,693	
電気事業営業費用（b）	7,536	3,757	△3,778
人件費	754	48	△705
燃料費	3,078	-	△3,078
修繕費	996	0	△996
減価償却費	936	3	△932
購入電力料	464	2,489	2,025
公租公課	419	5	△414
原子力バックエンド費用	45	-	△45
その他経費	840	1,209	368
差引額（a－b）		△64	

（注）単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2014～2016年度の3事業年度。

【参考】各社の経営状況（関西電力）

＜個別決算の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

	2021年度	2022年度	差異
売上高	21,776	31,588	※1 9,812 (+45.1%)
営業費用	21,540	32,665	※2 11,124 (+51.6%)
うち燃料費	5,201	8,628	3,426 (+65.9%)
営業損益	235	△1,076	△1,312
経常損益	1,134	△200	△1,335
当期純損益	1,045	335	△709 (△67.9%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 電灯電力料収入の増加などにより、売上高は前年度に比べ9,812億円（45.1%）増の31,588億円となった。

※2: 他社購入電力料の増加などにより、営業費用は前年度に比べ11,124億円（51.6%）増の32,665億円となった。

＜部門別収支の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

		2021年度	2022年度	差異
特定需要部門 （規制部門）	電気事業収益	4,121	4,090	△31 (△0.8%)
	電気事業損益	450	※1 △540	△990
	当期純損益	415	※1 931	515 (+123.9%)
一般需要部門 （自由化部門）	電気事業収益	13,318	21,439	8,121 (+61.0%)
	電気事業損益	672	※1 184	△488 (△72.6%)
	当期純損益	619	※1 △322	△941
その他部門	電気事業収益	15	14	△1 (△8.6%)
	電気事業損益	6	6	0 (△1.8%)
	当期純損益	10	△273	△283

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門）が△540億円（損失）、一般需要部門（自由化部門）が184億円（利益）となり、電気事業利益率は規制部門が△13.2%、自由化部門が0.9%となった。また、当期純損益は規制部門が931億円（利益）、自由化部門が△322億円（損失）となった。

（出典：各事業者HPの部門別収支の説明資料、有価証券報告書及び各事業者へのヒアリングに基づき当委員会事務局で作成）

＜規制部門の料金原価と実績との比較＞

（単位：億円）

	2018～2020 年度 料金原価 (3か年平均)	2022年度 決算	差異
電気事業営業収益（a）		4,611	
電気事業営業費用（b）	5,577	5,268	△308
人件費	640	212	△428
燃料費	951	1,229	278
修繕費	820	184	△635
減価償却費	734	229	△505
購入電力料	715	1,358	643
公租公課	368	102	△266
原子力バックエンド費用	144	106	△38
その他経費	1,201	1,845	644
差引額（a－b）		△656	

（注）単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2018～2020年度の3事業年度。

【参考】各社の経営状況（九州電力）

＜個別決算の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

	2021年度	2022年度	差異
売上高	14,556	19,105	※1 4,549（+31.3%）
営業費用	14,475	20,415	※2 5,940（+41.0%）
うち燃料費	2,472	6,363	3,891（+157.4%）
営業損益	80	△1,309	△1,389
経常損益	118	△1,400	△1,518
当期純損益	50	△886	△936

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: 燃調単価上昇による小売販売収入の増加などにより、売上高は前年度に比べ4,549億円（31.3%）増の19,105億円となった。

※2: 燃料価格高騰や原子力の稼働率低下による燃料費の増加などにより、営業費用は前年度に比べ5,940億円（41.0%）増の20,415億円となった。

＜部門別収支の概要－対前年比較＞

（単位：億円）

		2021年度	2022年度	差異
特定需要部門 （規制部門）	電気事業収益	3,097	3,071	△26（△0.8%）
	電気事業損益	321	※1 △293	△614
	当期純損益	288	※1 △201	△489
一般需要部門 （自由化部門）	電気事業収益	9,424	12,746	3,322（+35.3%）
	電気事業損益	△140	※1 △1,122	△982
	当期純損益	△140	※1 △786	△646
その他部門	電気事業収益	2	1	△1（△50.0%）
	電気事業損益	△42	△22	20
	当期純損益	△96	101	197

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、電気事業損益は特定需要部門（規制部門）が△293億円（損失）、一般需要部門（自由化部門）が△1,122億円（損失）となり、電気事業利益率は規制部門が△9.6%、自由化部門が△8.8%となった。また、当期純損益は規制部門が△201億円（損失）、自由化部門が△786億円（損失）となった。

＜規制部門の料金原価と実績との比較＞

（単位：億円）

	2019～2021 年度 料金原価 （3か年平均）	2022年度 決算	差異
電気事業営業収益（a）		3,542	
電気事業営業費用（b）	3,547	3,817	270
人件費	364	137	△227
燃料費	499	994	494
修繕費	642	172	△470
減価償却費	561	182	△379
購入電力料	422	760	337
公租公課	218	69	△148
原子力バックエンド費用	134	87	△47
その他経費	702	1,413	710
差引額（a－b）		△275	

（注）単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、2019～2021年度の3事業年度。

1. 電気小売経過措置料金の事後評価

2. 総評

総評

【評価の結果】

- 審査基準の**ステップ1**（電気事業利益率による基準）では、個社の直近3カ年度平均の利益率が、10社の過去10カ年度平均の利益率を上回る事業者は、**中部電力MZ及び九州電力の2社**であった。
- 審査基準の**ステップ2**（超過利潤累積額による基準／自由化部門の収支による基準）では、①2022年度末の超過利潤累積額が、一定水準額を下回ったものの、②自由化部門の収支が、直近2年連続で赤字となった事業者は、**九州電力**であった。
- 審査基準の**ステップ3**（行政による評価）では、**九州電力の内部留保及び株主配当の推移を確認したところ、必要以上の内部留保や株主配当は確認されなかった。**
- 上記を踏まえ、原価算定期間終了後に料金改定を行っていない**みなし小売電気事業者3社**（中部電力MZ・関西電力・九州電力）について審査基準に基づく評価を実施した結果、**変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。**

【結論】

- 今回、2022年度の事後評価の対象となった**みなし小売電気事業者3社**について、**現行料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。**

【参考】料金変更認可申請命令に係る審査基準（１）

- 電気小売経過措置料金の事後評価に際しては、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）第2（6）⑤に基づく基準に沿って確認を行うこととされている。

STEP

実施内容

補足

STEP 1 電気事業利益率 による基準

- ①個社の規制部門の電気事業利益率の直近3カ年度平均値及び②みなし小売電気事業者10社の過去10カ年度平均値を確認
⇒ ①が②を上回ったらSTEP2へ

STEP 2 超過利潤累積額 又は自由化部門の 収支による基準

- ③前回料金改定以降の超過利潤の累積額、④事業報酬額（一定水準額）及び⑤自由化部門の収支を確認
⇒ ③が④を上回ったらSTEP4へ、
又は⑤が直近2年連続で赤字となったらSTEP3へ

【STEP1～5 関連】

- ・ 原価算定期間中の事業者及び原価算定期間終了後に各STEP時点において料金改定を表明している事業者は事後評価の対象外

【参考】料金変更認可申請命令に係る審査基準（２）

- STEP 3以降の基準は以下のとおり。

STEP	実施内容	補足
STEP 3 行政による評価	➤ 内部留保（利益剰余金など）及び株主配当の推移を確認 ⇒ <u>必要以上の内部留保や株主配当が確認され、需要家利益を阻害するおそれがあると認められたらSTEP4へ</u>	【STEP3関連】 ・ 事業者による評価（原価と実績値の比較、これまでの利益の使途、収支見通し（翌1年分）等を評価）を併せて行政が評価
STEP 4 報告徴収及び事業者による説明の実施	➤ 必要に応じて、電気事業法の規定に基づく報告徴収及び事業者による説明を実施 ⇒ <u>事業者からの報告徴収に対する回答及び事業者による説明を受けSTEP5へ</u>	【STEP4関連】 ・ 事業者による説明は、現行の経過措置料金の水準維持の妥当性を求める
STEP 5 発動要否の検討 ↓ 料金変更認可申請命令の発動	➤ STEP4までに得られた情報を勘案して、特定旧法第23条第1項の要件に該当するか確認 ⇒ <u>当該命令の発動が必要と判断されたら、相当の期限を定め、料金変更認可申請命令を発動</u>	【STEP5関連】 特定旧法第23条第1項の要件 ・ <u>料金が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認められるとき</u>